

北本市土砂等のたい積の規制に関する条例の廃止(案)について

1 概要

北本市では、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全を目的に、「北本市土砂等のたい積の規制に関する条例(以下「土砂条例」という。)」を平成17年10月1日に施行し、無秩序な土砂等のたい積の防止に取り組んでいます。

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害を踏まえ、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)」が改正されました。都道府県知事が許可権者となり、埼玉県では令和7年7月1日から運用開始されます。

「盛土規制法」の適用開始により、北本市全域が「宅地造成等工事規制区域」に指定されます。許可の基準や罰則がより強化されることから、主な規制内容が重複する土砂条例については廃止するものです。

2 今までの主な規制内容(土砂条例)

規制対象:土砂等のたい積を行う土地の面積が500㎡以上3,000㎡未満

技術基準:土砂等の高さ2m以内。のり面のこう配は1/2以下

罰 則:2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

3 今後の主な規制内容(盛土規制法)

規制対象:土砂等のたい積する高さ2m超かつたい積する面積が300㎡超

土砂等のたい積する面積が500㎡超

技術基準:たい積する土砂等の高さ以上の保安距離を確保(高さが5m超の場合は、高さの2倍を超える幅の保安距離を確保)

罰 則:最大で3年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金

法人の場合は、最大3億円以下の罰金

4 施行期日

令和7年10月1日予定